

お客様各位

【お知らせ】

確認検査について

センターの業務範囲が令和元年 8月 1日から広がります
(センター受付日)

基準法第42条第1項に限っていた接道要件を解除します

※業務を行う建築物（下記）や行政区域に変更はありません

- ・建築基準法第6条1項四号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅(いわゆる四号)
- ・建築基準法第6条1項二号又は第三号に規定する建築物のうち、構造計算書の添付が免除される一戸建ての住宅
- ・一戸建ての住宅に付属する物置等、ホームエレベーター、及び擁壁

確認申請手続きの流れ

○申請者により、敷地の所在市町の経由をお願いします。

諫早市：建設部開発支援課 〒854-8601 諫早市東小路町 7-1
TEL0957-22-1500

長与町：建設部土木管理課 〒851-2185 西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1
TEL095-883-1111

時津町：建設部都市計画課 〒852-2198 西彼杵郡時津町浦郷 274-1
TEL095-882-2211

○長崎市の場合は、道路の種別の確認をお願いします。

長崎市：まちづくり部建築指導課 〒850-8685 長崎市桜町 2-22
TEL095-822-8888

令和元年 7月 11日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター